

パブリックコメント検討表

番号	区分	主な意見(そのまま転記)	事務局方針案
1	概要版	概要版について 1趣旨 自ら考え 選択し 行動する消費者→行動する消費者「の力量の確立」を追加。 2目標Ⅱ 自ら学び・伝える→「周りを変える」も追加。 「教員の指導力向上」を「地域での担い手育成」の横に移動する。 3目標Ⅲ 教育(ESD、環境、食育など)→「経済」も追加。 4重点施策3 公民館を中核(→公民館を「拠点」に変更(原文通り?でもよい))	頂きましたご意見を参考に修正します。 修正開所⇒ 目標Ⅱの位置、目標Ⅲに「金融」追加、公民館を拠点に変更
2	概要版	岡山市消費者教育推進計画(素案)概要版 重点施策1について学校園における消費者教育の推進は、重点施策2が高齢者・障害のある人としていることを踏まえると「学校園における若年者への消費者教育の推進」としても良い気がします。 なお、障害は、近年「障がい」もしくは「障碍」を使うことが多い気がします。	学校園については、場として考えており、対象は、若年者だけでなく、家庭、地域を含めたものを対象としています。 障害は、市の取扱いとしては、この字を使用しています。
3	第1章 計画の基本的な考え方	P2計画が目指すもの 「つながる消費者教育」を進めた結果、どのような岡山市になるのか、つながることによるメリットや、つながることにより成果目標を達成しやすいことが記載されるとわかりやすいと思います。	
4	第1章 計画の基本的な考え方	これまでの消費生活に関するトラブル・被害防止の取組みだけでなく、SDGsなどの国連・世界的な動きをふまえたうえで、持続可能な社会形成の中で消費者教育を位置づけた点が、消費行動が及ぼす様々な課題や影響を考慮に入れることにつながり有意義だと思えます。 エンカル消費・フェアトレードなど、消費を通してつながる世界・地域の視点をふまえて計画が作られていることが、教育として幅広く俯瞰的に捉える市民を育てることにつながると思えます。	今後、市関係課等と調整を行いながら、具体的な施策の内容を検討します。
5	第3章 消費者教育推進の基本的な方向	岡山フェアトレードの会など市民団体が消費者教育の活動を行った場合、どこに位置づけられるのかが分かりやすく示されていると良いように思います。	消費者団体に位置づけています。(38ページ)
6	第4章 消費者教育の内容	今回の素案で示された方向性は岡山市の現状を反映したもので良いと思いますが、この計画をいかに実行性のあるものにしていけるかどうかは、やはり消費生活センターの果たす役割が大きなものであると感じます。	今後の取組の参考とします。
7	第4章 消費者教育の内容	消費者からの相談に対するあっせん・助言や悪質な事業者の指導・取り締まりに加えて、消費者教育を一層推進していくためには、専門的な知識や経験を持つスタッフが必要不可欠であり、関係団体を繋ぐコーディネーターとしての役割も期待される消費生活センターの一層の体制充実が望まれます。	今後の取組の参考とします。
8	第4章 消費者教育の内容	岡山市の消費者教育推進計画にフェアトレード、フードマイレージなど新しい視点を盛り込んでいるのは良いと思います。まだまだ認知度や理解度が低いと思います。出前講座などを利用して積極的に進めていくべきだと思います。一人一人の消費活動がエンカル消費に変わること、社会は良い方向に変わっていくはずで、環境や健康、平和に関して大きな役割を担う視点です。	今後の取組の参考とします。
9	第4章 消費者教育の内容	学校園で消費者教育が推進されるとのことですが、高校生や大学生なども対象にしてください。若い世代がネットを通じて被害にあうことも多いと思うので、ぜひお願いします。	今後の取組の参考とします。
10	第4章 消費者教育の内容	学校園における消費者教育の推進で教員と記載されているが、教職員の方がよいのではないか。	頂きましたご意見を参考に修正します。

パブリックコメント検討表

番号	区分	主な意見(そのまま転記)	事務局方針案
11	第4章 消費者教育の内容	適切な消費行動を身に付けるには、学校教育の役割も大切。 当然、小中学校における人間形成の大きなテーマの一つであるはず。 そういう意味で、教員の知見・経験を消費の啓発活動に活かす方法をもっと考えてはどうか？ 教えるという意味でも教員はプロフェッショナルなので、啓発活動のメニューや教材開発などで、しっかり連携してほしい。 再任用制度なども活用すべきでは？	計画策定後、関係課と調整を行いながら検討します。
12	第4章 消費者教育の内容	エシカル消費、フードドライブなど環境に配慮した消費者市民社会の実現に向けた取り組みが重要と考えます。	今後の取組の参考とします。
13	第4章 消費者教育の内容	特別の意見はありませんが、消費者の8つの権利や5つの責任などは、計画案に基づき少しづつ地域で学習する場面をつくり、少しでも学習出来るように生活安全課の消費生活センターの方々のご指導のもと推進したいと思います。	今後の取組の参考とします。
14	第4章 消費者教育の内容	内容が理解するのに全体的に難しく一般の消費者としては・・・悪徳商法や消費者のお台所の事情など、私達の生活に直接関係が深いものが地域で関心を持てるようになってきたのが実情なので、国の計画案に基づき少しづつ学習出来るようご指導ください(アンケート提出などで関心が深まります)。	今後の取組の参考とします。
15	第4章 消費者教育の内容	「お買いものは投票と同じ」「お買いものは簡単にできる国際貢献」ということでフェアトレードも推進できたらと思う。	今後の取組の参考とします。
16	第4章 消費者教育の内容	岡山市内にも外国籍市民が増えているので、そういった人にもわかりやすく情報提供をしなければいけないと思う。	今後、関係団体に対し、要望調査等を行い、効果的な情報提供に努めます。 今後の取組の参考とします。
17	第5章 進行管理	P51成果指標について 学校園等における消費者教育の推進は、現状維持であり目標値が現状から増えていません(年間4件×5年で20件)。4つの柱の1番目の柱として挙げているように見えるため、1件でも上回ると良いと感じます。 教員への講習会は、増やすことは多忙等により難しいことが想定されますので、上記授業支援の数値目標を増やすと良いのではないのでしょうか。	頂きましたご意見を参考に修正します。 修正箇所 20件 ⇒ 30件
18	全体	気になる点としては、「スローガン」→「目標」→「基本目標(目標Ⅰ～Ⅳ)」→「施策の柱1～8」と、「重点施策1～4」→「成果指標」「指標項目」の関係性・関連が分かりにくいことです。 例えば、「目標Ⅰ」の「施策の柱2 地域等での消費者教育の推進」とありますが、これは「重点施策3」とつながる目標のように思われますが、成果指標の指標項目において「地域の団体と協力した消費者教育講座の実施回数」のようなものが含まれていないため、実質的に「目標として追いつけないので重要視しない」ということになるのではないかと懸念します。	計画策定後、今後の事業を実施していく中で、数値目標の検討を行います。
19	全体	基本目標・施策の柱・重点施策・成果指標(指標項目)のマッピングを明確に図示すること及び、指標項目を数字として達成することで、施策の柱や重点施策が達成され、基本目標4つが達成されていくストーリーが分かりやすく描けていると良いと思います。重点施策・施策の柱の関係性が、言葉も重なっているため特に分かりづらいように感じます。	今後、事業を実施する中で体系立てて行います。
20	全体	今回の計画案作成にあたり、岡山市民の消費者問題に関する認識や要望、様々な団体の消費者教育に関する取り組みの現状を把握・体系的に整理し、岡山市として消費者教育を推進していく方向性を示すことができたことは非常に有意義なものであったと思います。	今後の取組の参考とします。